

(2) 学習指導要領の改訂と「竹島問題に関する学習」の取り扱いについて

「竹島問題に関する学習」推進検討部会長 佐々木 茂

1. はじめに

島根県では 2005 年（平成 17）3 月 25 日に島根県議会で「竹島の日を定める条例」¹が公布・施行され、それ以前から県内の学校教育では身近な問題として扱われてきた「竹島学習」が、特に 2009 年以降は県内のすべての小・中・高・特別支援学校において「竹島に関する学習」が行われてきている。

このような状況下で、第 2 期島根県竹島問題研究会（2009 年 10 月～2012 年 3 月）はプロジェクトチーム「高校における竹島学習」のあり方検討会を設置し、2012 年 6 月に「高等学校・特別支援学校高等部における『竹島学習』のあり方について」をまとめた。その中で 5 本の学習指導案が例示²され、県内の関係学校に印刷し配布された。また、島根県教育委員会は、それまでの県内の「竹島に関する学習」の成果と課題をふまえ、2015 年（平成 27）3 月に、概論編・事例編・資料編（DVD）の 3 部から構成された『領土に関する教育ハンドブック』を発刊し、島根県の「領土教育」の集大成とした。

一方で、文部科学省（以下、文科省と省略）は、2009 年（平成 21）年に告示された『高等学校学習指導要領解説 地理歴史編』で「領土問題」について示し、2014 年（平成 26）1 月には、中・高等学校の『学習指導要領解説』の社会編と地理歴史編を一部改訂し、新たに「竹島」が明記されることになった。

2. 今後の学習指導要領の改訂について

文科省は、2017 年（平成 29）3 月 31 日に小・中の『学習指導要領』、2018 年 3 月 31 日に高等学校の『学習指導要領』それぞれの改訂告示が公示された。また、特別支援学校についても、小学部・中学部と高等部それぞれの改訂告示が公示されている。

今後の改訂は、戦後の教育史を画するものであり、中でも「竹島問題」を含む「領土教育」の充実が『学習指導要領』自体に示されたという点で大きな意義をもつものとなっている。

この次期学習指導要領は、小学校・特別支援学校小学部が 2020 年（令和 2）4 月から、中学校・同中学部が翌 2021 年 4 月からそれぞれ全面実施され、高等学校・同高等部は 2022 年 4 月入学の 1 年生から年次進行で実施され 2024 年（令和 6）4 月に完全実施となる。

この次期学習指導要領では、①育成を目指す資質・能力の明確化、②「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進、③各学校における「カリキュラム・マネジメント」の推進の 3 点が全体の改訂のポイントとしてまとめられている。

¹ この条例の施行で、「竹島問題についての国民世論の啓発を図る」こと、「県は竹島の日を趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう努める」ことが実施された。

² ホームルーム活動（高等学校）、ホームルーム活動（特別支援学校高等部）、高等学校 地理歴史科の世界史(A・B)、同地理(A・B)、公民科の現代社会または政治・経済の 5 本

また、高等学校・特別支援学校高等部では、「領土教育」を担う教科である地理歴史科と公民科の2教科が大幅に改訂され、地理歴史科に「歴史総合」・「地理総合」（各2単位）が必修科目として新設され、その発展科目として「日本史探究」「世界史探究」「地理探究」（各3単位）が設置され、全面的に改訂された。また、公民科では「現代社会」が廃止され、「公共」（2単位）が必修科目として新設された。

3. 指導要領の改訂と第4期島根県竹島問題研究会の設置

大きく改訂された学習指導要領の全面実施が近づく現状にあって、新たに設置された第4期島根県竹島問題研究会（2017年（平成29）6月～2020年（令和2）3月。以下、「研究会」と省略）では、研究会の設置に併せて、今次の学習指導要領の改訂とそれに伴う「領土教育」の充実を受けて、島根県が推進してきた「竹島に関する学習」の継承・発展と充実に資するため、新たに研究会のプロジェクトチームとして「竹島問題に関する学習」推進検討部会（以下、「検討部会」と省略）を設け、各学校種の学習指導案を提案することとした。

また、次期学習指導要領での「領土教育」の充実に対して、関係の学会等の諸団体や関連の雑誌・書籍等で取り上げられることは極めて希³であり、学校現場での実施についてはさまざまな困難が予想され、その点で「領土教育」の実践に危機感さえ覚える。公的機関等による『解説書』や『ガイドブック』等の作成が急務であり、大いに期待される。

この検討部会の委員を以下に示す。

「竹島問題に関する学習」推進検討部会委員一覧

（2018年（平成30）2月発足時）

委員構成：小2名、中2名、高3名、特2名、統括（佐々木）

事務局：県教委教育指導課指導主事…義務教育1名、高校教育1名
県総務部総務課竹島対策室…南山室長、小川主幹

氏名	所属・職名	備考
伊藤由実子	島根県立松江南高等学校 教諭	委員
大野 稔	島根県立松江ろう学校 教諭	
片山 峻	松江市立第四中学校 教諭	
小林 大樹	島根県立島根中央高等学校 教諭	
佐々木 茂	松徳学院高等学校 教諭	部会長/委員
佐々木隆文	島根県立出雲養護学校 教諭	
曾田 和彦	大田市立第二中学校 教頭	委員
富山 隆志	松江市立雑賀小学校 教諭	
山田 忠幸	島根県立松江北高等学校 教諭	
吉田 貴弘	海士町立福井小学校 校長	委員

※部会委員は原則として「異動」があっても交代しない

※備考欄の「委員」は研究会の委員であり、検討部会委員を兼務

³ 「全国地理教育学会」島根例会（全国大会）は極めて珍しい例で、2018年8月18日に島根大学を会場に、「竹島問題」を中心にした「領土教育」をテーマとして開催された。また、教育関係の雑誌・書籍等については、管見する限り書籍では数冊のみで、大いに不十分な現状である。

なお、小学校を担当する富山隆志委員（松江市立雑賀小学校教諭）が急逝されたため、部会の継続性も勘案して急遽、2018年3月末まで島根県教委で指導主事としてこの部会事務局も務めていた植田道主幹教諭（松江市立出雲郷小学校）の快諾を得て、小学校担当委員として補充することができた。

また、部会の実施状況は、

第1回部会 2018年（平成30）2月27日（火）

第2回部会 2018年（平成30）8月9日（木）

第3回部会 2018年（令和元）7月25日（木）

第4回部会 2019年（令和元）10月8日（火）

第5回部会 2019年（令和元）12月19日（木）

の計5回で、会場は毎回、島根県竹島資料室（松江市殿町）の研修室を使用した。

4. 学習指導案の事例について

今回、島根県教育委員会編『領土に関する教育ハンドブック』（2015年（平成27）3月刊）の事例編と資料編（DVD）の成果と、今次の学習指導要領の改訂にしたがって、以下の学習指導案を作成した。ただし、①～④の学習指導案の中には、新しい学習指導要領に基づく教科書や指導書等が必ずしも十分に揃っていない現状での作業による作成であることに、是非とも配慮いただきたい。

①小学校 社会科・5年生、6年生の2事例

吉田 貴弘（島根県教育委員会隠岐教育事務所所長）

植田 道（松江市立出雲郷小学校主幹教諭）

②中学校 社会科・地理的分野、歴史的分野、公民的分野の3事例

曾田 和彦（大田市立志学中学校校長）

片山 峻（松江市立第四中学校教諭）

③高等学校 地理歴史科・歴史総合、地理総合。公民科・公共の3事例

伊藤由実子（島根県教育センター指導主事）

山田 忠幸（島根県立松江北高等学校教諭）

小林 大樹（島根県立島根中央高等学校教諭）

④特別支援学校 社会科・ホームルーム活動 基礎編、応用編の2事例

大野 稔（島根県立松江ろう学校教諭）

佐々木隆文（島根県立宍道高等学校教諭）

なお、この学習指導案作成については、島根県竹島問題研究顧問の塚本孝（元東海大学法学部教授）と、同じく島根県竹島問題研究顧問で検討部会を統括した佐々木茂（NHK文化センター（米子）講師）が監修に当たった。また、学習指導案の形式については統一せず、各部会委員それぞれの校種等々を尊重し、原則として提出されたものをそのまま掲載している。

5. 「領土教育」実施に当たって配慮すべきことについて

今回の検討部会で協議されたこと等を、以下の①～⑦にまとめ、「領土教育」を実施する際の参考にしていただければ幸いである。

- ①改訂された学習指導要領に示されている該当教科・科目の「目標」（「何ができるようになるか」を明確化）を確実に把握し、「生きる力」を育成するための「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理された「学力」の3観点を、「領土学習」にも位置づける
- ②同じく改訂された学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」の視点から「領土学習」の授業改善に取り組み、「領土教育」の工夫に努める
- ③小・中・高一貫の「領土教育」のあり方について意識的に配慮し、近隣の異なる学校種等との連携を図ったり、3分野や科目あるいは学年等で工夫して、重複を可能な限り避ける
- ④地域や学校、あるいは学級の現況を把握し、「領土教育」の充実に資する
- ⑤「領土教育」に関係する専門用語を正確に捉え、使用するように配慮する
例)「実効支配」を「現在、実際に統治、支配している」という意味で使用すると誤解が生じる。島根県や島根県竹島問題研究会では、「竹島の現状」を韓国による「実力支配」や「不法占拠」と表現している。また、国際法で一般的に使用している「実効支配」に該当しないと考え、県内の学校教育でも使用しないように指導している⁴
- ⑥「竹島問題」は日韓両国をめぐる領土問題であり、韓国によって日本の主権が侵害されていることが問題である。「経済的価値のある、なし」や「水産資源や、海底資源の可能性」に焦点を絞りこんだり、強調して提示して議論することは避けたい
- ⑦島根県での2009年以降の「竹島に関する学習」の経験から、児童・生徒が「嫌韓意識」や「反韓意識」を抱くなど感情論に陥らないよう注意喚起が指摘されている

6. おわりに

学校教育において、年間授業時数が限られている中で、「領土問題」以外にも「環境問題」や「消費者教育」など児童・生徒が学び考えなければならない多くの課題が山積している。こうした現実のなか、限られた少ない時間数で効果的に成果を上げることが「領土教育」にも求められているといえよう。

今後さらに、教員相互の情報交換と共同作業による「領土教育」の充実が期待される。今回の学習指導案の事例の提案が、「領土教育」に日々取り組もうとする方々に何らかの示唆を示すものになると信じて筆を置くこととする。

最後に、検討部会委員の皆さんに対し、多忙な通常業務に加えての検討部会業務への真摯な取り組みに心から深謝し、また研究会委員の皆さんの示唆に富む助言に感謝して、すべての関係の皆さんに衷心よりお礼申し上げます。

※「竹島問題」に関する資・史料、学校教育などさまざまな問い合わせは、島根県総務部総務課竹島対策室または島根県竹島資料室までご連絡ください。

⁴ 島根県および島根県竹島問題研究会の理解については、第3期竹島問題研究会編『竹島問題 100問 100答』（ワック。2014年3月刊）P.132～133を参照されたい。